

全国170万人加入

平成23年度

# ボランティア活動保険

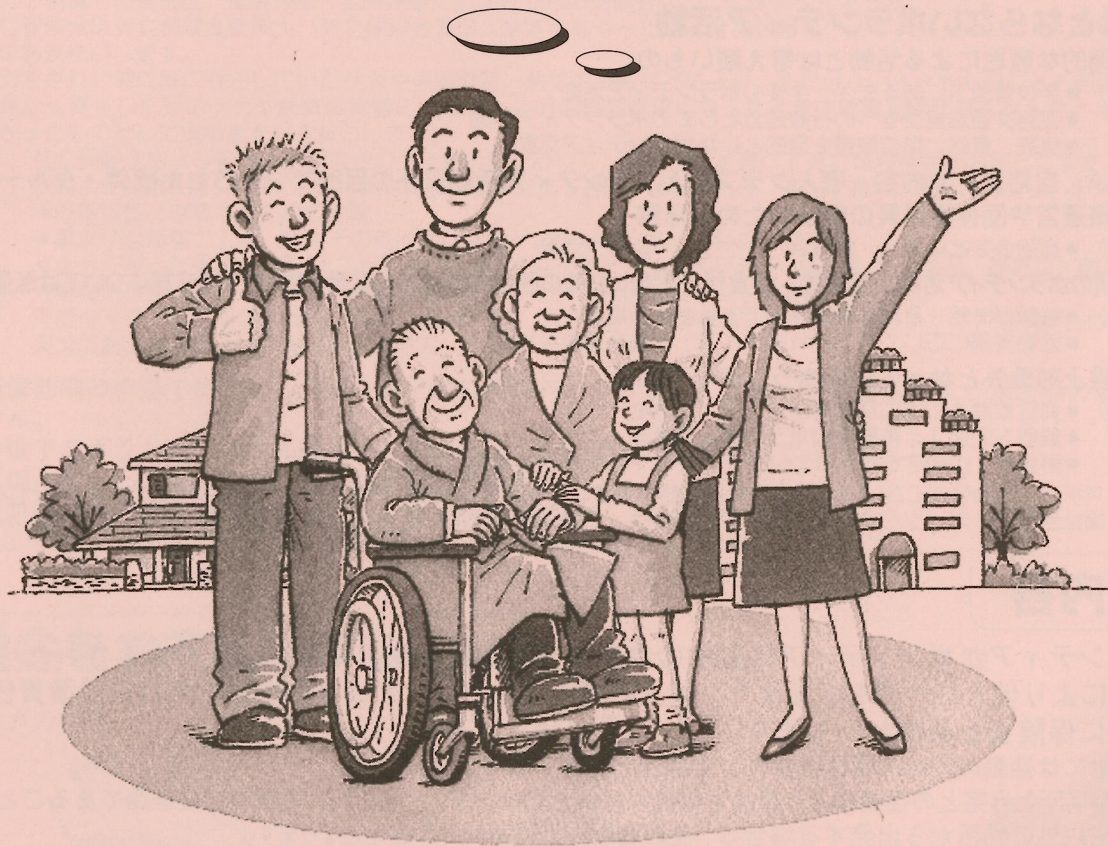
(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



ボランティア活動中の  
さまざまな事故によるケガや  
損害賠償責任を補償します



平成23年度のプラン改定について

Aプラン：補償金額（死亡・後遺障害保険金額、通院保険金日額）が一部変更となっております。

Bプラン：補償金額（通院保険金日額）が一部変更となっております。

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人となり、ボランティア個人を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

## 加入申込人 (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

## 被保険者 (保険の補償を受けられる方)

(ケガの補償)：ボランティア個人

(賠償責任の補償)：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者\*<sup>1</sup>、NPO法人\*<sup>2</sup>

\*<sup>1</sup> ボランティアがお子様などの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があります。そのため、被保険者としています。

\*<sup>2</sup> NPO法人に所属するボランティアの場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があります。そのため、被保険者としています。

## 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること

### 対象とならないボランティア活動

#### ◎自発的な意思による活動とは考え難いもの

- (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
- 道路交通法違反者への行政処分としてのボランティア活動
- 免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動

など

#### ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動

- (例) ●自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動

など

#### ◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。)

- (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合
- 活動実績に応じて付与されるポイントが換金可能な場合

など

#### ◎保険上対象外となっているボランティア活動

- (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 鋸器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

など

\* スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は、この限りではありません。詳しくはお問い合わせください。)

## 補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

- ◆活動には活動のための学習会または会議なども含まれます。
- ◆活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となります。(ただし、通常の往復経路であることが必要です。自宅以外の場所から出発する場合は、その場所と活動場所への途上となります。)
- ◆ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症\*を補償します。
- ◆熱中症(日射病や熱射病)も基本タイプで補償の対象となります。
- ◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災(地震・噴火・津波)によるケガも補償します。(賠償責任の補償は基本タイプと同じです。)
- ◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプで補償されます。

\* 特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス (平成22年12月現在)

なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用(300万円限度)をお支払いします。

## 補償期間

平成23年4月1日午前0時から平成24年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成24年3月31日午後12時までとなります。

# 補償金額（保険金額）・保険料

保険金の種類	補償内容	ご加入プラン・補償金額		
		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。 <sup>(注1)</sup>	1,400万円	2,000万円
	後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。 <sup>(注1)</sup>	1,400万円 (限度額)	2,000万円 (限度額)
	入院保険金日額	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。	7,000円	11,000円
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍・20倍または40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。		
	通院保険金日額	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院（往診を含みます）に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 <sup>(注2)</sup>	4,100円	6,370円
賠償責任の償 賠償責任の償	他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本郵政損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。 <sup>(注3)</sup>	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	
年間保険料		基本タイプ	A 280円	B 420円
		天災タイプ <sup>(注4)</sup> (基本タイプ+地震・噴火・津波)	天災 A 490円	天災 B 720円

※ケガの補償の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、その影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1) 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額を限度とします。

(注2) 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

- 回復程度を確認するための通院
- 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
- ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

(注3) 人格権の侵害により、法律上の損害賠償責任を負われた場合も保険金をお支払いします。

(注4) 天災タイプでは、天災（地震・噴火・津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

●補償期間の途中で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。

●中途でのボランティアの入替えや、ご加入プラン・タイプの変更はできません。

●ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。

●複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。

※加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認の上、お申し込みください。

## 保険金をお支払いする主な例

### (1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

### (2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

# 保険金をお支払いできない主な例

## (1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失によるケガ
- ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔い運転などによるケガ
- ③脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ④むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見がないもの
- ⑤地震、噴火、津波によるケガ（ただし、天然タイプご加入の場合は補償の対象となります。）
- ⑥職業または職務に従事している間のケガ
- ⑦危険なスポーツ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど）を行っている間のケガ

など

## (2)賠償責任の補償

- ①故意による事故
- ②心神喪失に起因する事故
- ③同居の親族（別居の未婚の子を含みます。）に対する事故
- ④自動車、航空機、銃器による事故
- ⑤地震、噴火、津波による事故
- ⑥職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦医療行為（診察・治療・看護・疾病予防など）に起因する事故
- ⑧医薬品などの調剤・授与などに起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故

※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償事故については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。）  
※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

## 加入申込手続き

- ①所定の「加入申込書」に必要な事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印の上、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。）  
※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。  
※必ず「加入申込書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を受領・確認し、「個人情報」の取扱いに関する説明事項に同意した上でお申し込みください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。
- ②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了といたします。

## 事故が起こったら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会を通じて、次の事項を日本興亜損保までご連絡ください。保険金請求についてご案内いたします。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因、状況
- ④ケガの程度、病院名（傷害事故）
- ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

また、賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※グループの会則に則り企画・立案された活動もしくは社会福祉協議会に届け出た活動かを確認させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

●このパンフレットは、ボランティア活動保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、下記取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

●この保険契約は、ボランティア活動保険で構成されています。

●この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。引受保険会社は連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】 日本興亜損害保険株式会社 70%（幹事保険会社）  
株式会社損害保険ジャパン 15%  
東京海上日動火災保険株式会社 15%

\*引受保険会社および引受割合については、変更となる場合があります。

●「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2010年12月現在】

\*「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせください。

●保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

お問合せは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社) 日本興亜損害保険株式会社  
公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL 03-3231-7545 FAX 03-3231-2785  
株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社